

勝ち負けで判定しない 21 世紀型の裁判の可能性

名古屋大学・明治学院大学名誉教授 加賀山 茂

1. 民事訴訟法の不思議な用語

50 年も昔の話になるが、私が民事訴訟法の講義を受講していて、「裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする」という条文（現在は、民事訴訟法 243 条 1 項）に出会ったことがある。法律の「お堅い文章」には似合わない「甘酸っぱい」言葉に、一瞬とまどいを感じたことがある。果物でも恋でもないのに、なぜ、「熟したとき」という日常用語が使われているのだろうか、当時の私には不思議でならなかった。

2. 法の女神（テミス）の持つ天秤

その後、簿記を学習した際に、会計学でも、法の女神が持つのと同じ「天秤」がバランスシートを暗示するものとして利用されていることを知り、「裁判に熟するとき」という言葉の謎が解けたような気がした。

法の女神（テミス）は、天秤を掲げ持っている。この天秤が何を意味するかが、本稿のポイントである。



テミスの天秤は、訴訟の当事者の言い分の重さを法の基準に合わせて測り、どちらの言い分が法の精神に叶っているかを判断する道具である。従来は、原告の言い分が被告の言い分よりも重く、天秤が原告に傾けば、原告の勝ち。反対の場合には、原告の負けと考えられてきた。

しかし、会計学の天秤は、「資産」と「負債+利益」とを対比させ、常に天秤を平衡に保つようになっている。その仕組みは、実にシンプルである。利益の定義は、資産-負債=利益であるから、マイナスの負債を右辺に移項すると、資産=負債+利益という釣合いの取れたバランスシートの図式を完成させることができる。

3. 「裁判をするのに熟したとき」の新しい意味と納得による紛争解決

テミスの天秤もそうあるべきではないかと思った時に、私は、新しい裁判のあり方の着想を得ることができた。

従来から、一部の法学者によって、裁判で勝ち負けを決めるのは、紛争の真の解決には

ならないことを指摘してきた。負けた当事者は不満を持ち、紛争が蒸し返されるからである。したがって、理想的な紛争解決とは、当事者双方が納得し、専門家も納得する解決方法が発見されたときであることは、誰もが認めるところである。

従来は、テミスの天秤がどちらかに振りきれた時に、そちらに勝訴判決を下してきた。例えば、被告が原告を交通事故で傷つけたとする。その場合、従来は、原告の言い分が通って、天秤が原告に傾いたときに原告に勝訴判決を下してきた。しかし、その時点で判決を下すのは、時期尚早ではないだろうか。

被告が、原告の主張する損害賠償額をしっかりと吟味し、原告も、被告が修正した賠償額で納得し、その額で両者の納得が得られたときに、天秤は、バランスを回復する。その時こそが、民事訴訟法 243 条 1 項にいう「訴訟が裁判をするのに適したとき」ではないのだろうか。

テミスが掲げる衡平な天秤を見ながら、21 世紀の裁判は、勝ち負けによる判決ではなく、両当事者も専門家も納得する判決による「訴訟上の和解と同様の解決」ではないのかと私は考えている。